

## 使用済核燃料税の新設について

総務省と協議中の新潟県柏崎市使用済核燃料税の新設について、8月4日付けで総務大臣の同意を得ましたのでお知らせいたします。

なお、新設される柏崎市使用済核燃料税の概要は以下のとおりです。

課税団体	新潟県柏崎市
税目名	使用済核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①基本分：発電用原子炉施設における使用済核燃料の保管。 ②経年累進分：発電用原子炉施設における搬出が可能になった年の翌年以後の賦課期日において保管する使用済核燃料。ただし、保管開始から15年を経過しないものを除く。
課税標準	賦課期日において保管する使用済核燃料の重量
納税義務者	使用済核燃料を保管する原子炉設置者
税率	①基本分：1キログラムにつき620円（現状480円） ②経年累進分：使用済核燃料を使用済燃料貯蔵施設等へ搬出することが可能となったことについて、柏崎市長と原子炉設置者が合意した年の翌年以後の賦課期日において保管する使用済核燃料について、使用済燃料貯蔵施設等への搬出がされるまでの間、重量1キログラムにつき、次の額を加算する。 1年目：50円、2年目：100円、3年目：150円、 4年目：200円、5年目250円（搬出されるまでの期間が5年を超えたときは、5年を上限とする。）
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）787,321千円 （令和元（2019）年度574,954千円、令和2（2020）年度660,827千円）
非課税事項	—
徴税費用見込額	—
課税を行う期間	条例の施行後5年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があるときは、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和2（2020）年4月21日 柏崎市議会にて条例案可決

同 年 5月7日 総務大臣協議

同 年 8月4日 総務大臣同意

（同 年 10月1日 条例施行予定）